

愛知・臨時教員制度の改善を求める会 会則

第1条（名称）

この会は、「愛知・臨時教員制度の改善を求める会」という。

第2条（目的）

この会は、教育現場に不安定な身分で働く臨時教員が多数配置されている現状を広く知らせ、その改善のための多様な活動を行う。

また会は、子どもたちのゆきとどいた教育を推進するために、安易な臨時教員の配置を止めさせ、教育現場に必要な補充教員制度と県民に開かれた教員採用制度の確立を教育行政に求める活動を行う。

第3条（構成）

この会は、会の目的に賛同し、会費を納入した個人と団体によって構成する。

第4条（活動）

この会は、第2条の目的を達成するために、次のような活動を行う。

- (1) 臨時教員の実態や制度を調査し、その内容を広く知らせる。
- (2) 補充教員制度の確立を求める活動を行う。
- (3) 県民に開かれた教員採用制度の確立を求める活動を行う。
- (4) 臨時教員の正規採用化を含め、適正な正規教員確保を求める活動を行う。
- (5) 広範な人々と交流、連帯を深める活動を行う。
- (6) 臨時教員問題への理解を広げ、会員を拡大する。
- (7) 定期的に会通信（おおぞらへとべ）を発行する。
- (8) その他必要な諸活動を行う。

第5条（運営）

この会の運営のために、次の機関を設ける。

- (1) 総会
- (2) 代表委員会
- (3) 事務局
- (4) 支部

第6条（役員）

この会の運営のために、次の役員をおく。

- (1) 代表委員
- (2) 事務局長と事務局次長
- (3) 会計監査

第7条（財政）

この会の運営費は、会費、寄付金その他によってまかなう。

会費は年間個人正会員2000円、家族会員A1000円（通信あり）、家族会員B100円（通信なし）、団体4000円とする。

1984年2月 4日 会則決定
1993年3月13日 会則改定
1998年3月14日 会則改定
2004年3月28日 会則改定